

整理番号	132
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	コピー用紙購入費		962
年月日	令和3年3月2日~令和 年 月 日	金額	1,925円

目的	事務作業等使用
使途	コピー用紙購入費
政務活動・ 県政との 関連性	必要不可欠な事務作業をするため

《領収書貼付枠》

—— 領収証 ——

公明党県議団 様 2021年 月 日

税込金額 ¥ 1,925-

但 2021年紙

上記正に領収いたしました

印・文取

株式会社 いでかみ

内
消費税等

富士市青葉町3
TEL <0545> 61-
FAX <0545> 64-



HISAGO BR0808(100)入 J631064

私用としての利用がございましたら 按分可也。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,925円	50 100%	962 1,925円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	133
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	プリンターインク購入		
年月日	令和 3年 3月 6日~令和 年 月 日	金額	1,160円

目的	事務作業等使用																						
使途	プリンターインク購入費																						
政務活動・ 県政との 関連性	必要不可欠な事務作業を行うため																						
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: right;"> <p>領収証</p> <p>コジマ×ビックカメラ富士店 電話番号 0545-65-1511</p> <p>早川 育子 様</p> <hr/> <p>¥2,320-</p> <p>(内、消費税等 ¥210-) お品物 () 代として 上記正に領収致しました。</p> <p>「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！ その1 ポイント交換でお得にお買い物！ その2 どちらのお店でも修理を承ります！</p> <p>2021/03/06/17:37 レジNo641/0104 取引No2058 販売員71885</p> <table border="0"> <tr> <td>JICA</td> <td>BC17EPM</td> <td>¥1,160</td> </tr> <tr> <td>JICA</td> <td>BC17EY</td> <td>¥1,160</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥2,320</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内、消費税等</td> <td>¥210)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>点数 2</td> <td></td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>お支払い</td> <td>¥2,320</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>¥3,050</td> </tr> <tr> <td>(内、消費税等</td> <td>¥210)</td> </tr> <tr> <td>釣銭</td> <td>¥730</td> </tr> </table> </div>	JICA	BC17EPM	¥1,160	JICA	BC17EY	¥1,160	合計		¥2,320		(内、消費税等	¥210)		点数 2		お支払い	¥2,320	現金	¥3,050	(内、消費税等	¥210)	釣銭	¥730
JICA	BC17EPM	¥1,160																					
JICA	BC17EY	¥1,160																					
合計		¥2,320																					
	(内、消費税等	¥210)																					
	点数 2																						
お支払い	¥2,320																						
現金	¥3,050																						
(内、消費税等	¥210)																						
釣銭	¥730																						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	2,320円	1/2	1,160円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	134
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	資料送付 郵送料金		
年月日	令和 3年 3月 6日~令和 年 月 日	金額	3,612円

目的	事務作業等使用
使途	郵送料金
政務活動・ 県政との 関連性	県政に対する理解を深めていただくため、資料を送付する

領収書

《領収書貼付枠》

様

支払者 早川育子

送付物 別紙

[別納引受]		
第一種定形		13.5g
@84	43通	¥3,612
小計		¥3,612
郵便物引受合計通数	43通	
課税計(10%)		¥3,612
(内消費税等)		¥328
非課税計		¥0
合計		¥3,612
お預り金額		¥3,615
おつり		¥3

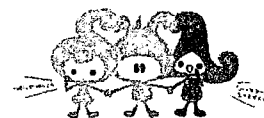


〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2021年 3月 6日 10:45
 担当：[Redacted]
 発行No. Z10306A6466 端P04箱02
 連絡先：富士郵便局
 TEL:0570-943-029

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,612円	100%	3,612円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

新型コロナウイルスに負けないフレイル予防 ～健康二次被害を防ごう～



新型コロナウイルス感染拡大で 身体活動時間（運動量）が約30%も減少しています

国立長寿医療研究センター「高齢者の感染予防と身体活動の重要性」2020より



このような状態が続くと…

筋肉量の低下 基礎疾患の悪化 認知機能の低下等の 健康二次被害が起こりやすくなります

外出の自粛によって変わった事はありませんか？

- 散歩や買物などで外出することが減った
- 歩くスピードが以前より遅くなった
- 他の人との交流が減った（例えば週1回未満）
- 買物に行けないなどで、バランスの良い食事ができていない
- 他の人に同じことを何度も尋ねるようになり、物忘れが気になるようになった
- 以前と比べると、ふくらはぎが細くなった
- 家族や友人との接触も減ったため会話が減り、滑舌が悪くなってきた
- 最近、楽しいと感じることがほとんどない

スポーツ庁「スポーツを通じた高齢者向け健康二次被害予防ガイドライン」2020より

特に高齢者はフレイル（虚弱）に注意！

「動かないこと（生活不活発）」により、
身体や脳の働きが低下して
しまいます。歩くことや身の回りのことなど
生活動作が行いにくくなったり、
疲れやすくなったりし、^{*}フレイル（虚弱）が進んでいきます。



日本老年学会「『新型コロナウイルス感染症』高齢者として気をつけたいポイント」2020より

※フレイルとは、心とからだの活力が低下し、要介護になりやすい状態のこと



フレイル予防実践編



■ 運動 (まずは無理のない歩数・回数から始めましょう)

有酸素運動、筋トレの両方を習慣に！

□ 有酸素運動

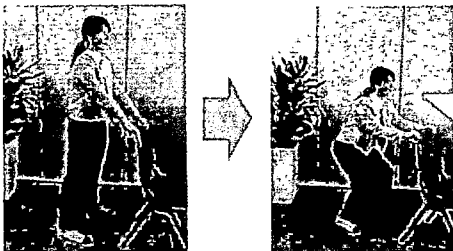
→1日、1週間それぞれ小分けでもOK

1日の平均歩数 8,000 歩以上目標 (高齢者は 7,000 歩以上でもよい)

□ 筋トレ

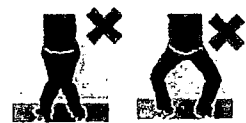
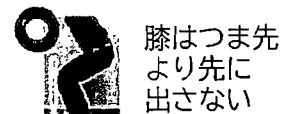
→自宅や職場等で週に3日、1回2~3種目行う

例) <スクワット>



4秒かけて腰を落とし
4秒かけて元に戻す

足し算の歩き方



※内股、ガニ股に注意

■ 食事

ビタミンD不足に注意！

「外出自粛」「冬の日照時間の短さ」はビタミンD不足要因です

ビタミンDが不足すると
転倒及び骨折のリスクが高くなります。
適度な日照を心がけ、ビタミンDを
含む食材を摂るようにしましょう。

例)



魚介類



きのこ類



卵



乳類

厚生労働省「日本人の食事摂取基準」2020を参考

健康長寿ネットホームページ「ビタミンDの働きと1日の摂取量」2020を参考

■ コミュニケーション・笑顔

スマートフォン(ネット)を利用する高齢者で健康感が1.6倍高い

フレイル予防には人とのつながりが非常に重要です。

大田康博ら 2016を参考

スマートフォン等を利用して、人とコミュニケーションをとってみませんか？

“健幸アンバサダーホームページ”にてみなさんの活動体験談を募集しています！

健幸アンバサダー

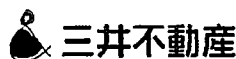
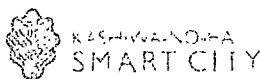
検索

QRコード



発行:スマートウエルネスコミュニティ協議会

三井不動産とカーブスは、サポーターとして健幸アンバサダーの取り組みを応援しています。



本資料は、スマートウエルネスコミュニティ (SWC) 協議会が認証しています。



健幸アンバサダーホームページから
「健幸アンバサダー通信」の説明動画を見ることが出来ます
(健幸アンバサダー会員のみ閲覧可能)



健幸アンバサダー
公式LINE
お友達登録お願い
します

整理番号	135
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書


(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	障がい者スポーツ振興について関係者と意見交換を行う (高速料金)		
年月日	令和3年3月7日～令和 年 月 日	金額	460円

目的	障がい者スポーツ振興について関係者と意見交換を行う
使途	高速料金 (富士 ~ 沼津)
政務活動・ 県政との 関連性	障がい者スポーツ振興について関係者との意見交換を行い、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

 **NEXCO**
中日本

料金所(自) 富士
料金所(至) 沼津

21年 3月 7日
13時30分

割引前料金	¥660-
割引△	¥200-
通行料金	¥460-

(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
A57103-075661-884138 確

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	460円	/	460円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	136
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	女性の貧困支援について意見交換を行う (高速料金)		
年月日	令和3年3月16日～令和 年 月 日	金額	2,100円




目的	女性の貧困支援について担当者と意見交換を行う
使途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 日本平久能山 ～ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	女性の貧困支援について、担当者と意見交換を行い、今後の県政に反映していく。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 21年 3月16日 10時49分 <hr/> 通行料金 ¥1,090- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A07103-167815-662620 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士川スマート 21年 3月16日 12時52分 <hr/> 通行料金 ¥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A07103-167825-858523 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
------------	---	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,100円	100%	2,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	137
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者			経理担当者	
----	-------	---	-------	---	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コミュニティナースについて関係者と意見交換を行う (交通費 駐車料金)		
年月日	令和3年3月18日～令和 年 月 日	金額	10,020円

目的	コミュニティナースについて関係者と意見交換を行う
使途	交通費 (新富士 ~ 浜松往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	コミュニティナースについて、看護協会関係者と意見交換を行い、今後の高齢者政策、特に地域包括ケアシステム構築に向け委員会、議会質問に反映していく
<<領収書貼付枠>> <p style="text-align: center;">※別紙</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,020円	100%	10,020円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書
領収書No [redacted]
窓口No [redacted]
駅-No 51201510
領 収 書

早川いく子 様

金額 ￥9,020円
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2021年3月18日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅
現金出納社員 [redacted]

領 収 証

令和 3年3月18日

早川いく子 様

沼津
静岡
山梨
富士山

[redacted]

駐車時間 9時25分から



駐車料金 ￥1,000

新富士駅北口駐車場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL(0545)61-8321

整理番号	138
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書


(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	時事行財政情報購読料		
年月日	令和3年3月22日～令和 年 月 日	金額	4,510円

目的	情報収集の為の購読料 (時事行財政情報)
使途	書籍購読料 (時事行財政情報 2月分) 振込手数料

政務活動・ 県政との 関連性	情報収集を行い、県の政策・事業等の立案を推進するため
----------------------	----------------------------

《領収書貼付枠》

ご利用明細  静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	128
03:03:22		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0281	お引出し	¥4,070
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥440	16:47:0196

お振込先明細ご案内

ミスッホ
ウチサイワイチヨウ
普通 1598455
カ)シ)シ)ツウシンシヤ 様

ハヤカワ イクコ 様
TEL0545-62-4645

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,510円	/	4,510円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 416-0908
静岡県富士市柚木 4 6 0 - 7

公明党静岡県議団
早川 育子 様

お客様番号 [REDACTED]

請求書

公明党静岡県議団
早川 育子 様

請求日	
請求番号	0600643

請求金額 **4,070 円**
(消費税等 370 円を含む)

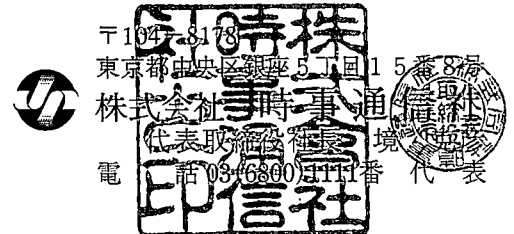
請求期間 令和 3 年 2 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日

種類	[記信先]	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モニタ)	早川 育子	1	3,700 (消費税)	1	3,700 370)
合計					4,070

この件についてのお問合せは、 静岡総局 までお願い致します。 (TEL 054-252-1823)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。

振替口座	00110-8-58000	
みずほ銀行	内幸町営業部	普通 1598455
三井住友銀行	日比谷	普通 0930051
三菱UFJ銀行	虎ノ門	普通 2043260
りそな銀行	虎ノ門	普通 2071079
横浜銀行	新橋	普通 0125917



〒104-8178
東京都中央区銀座5丁目1番8号
株式会社時事通信社
代表取締役
電話 03-6800-1111 番代

整理番号	139
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	時事行財政情報購読料		
年月日	令和3年3月22日～令和	年月日	金額 4,510円

目的	情報収集の為の購読料(時事行財政情報)
使途	書籍購読料(時事行財政情報3月分) 振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	情報収集を行い、県の政策・事業等の立案を推進するため

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

《領収書貼付枠》

年月日	振替先店番・科目・口座番号	128
03:03:22		
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0281	お引出し	¥4,070
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥440	16:49:0197
お振込先明細・ご案内	ミスノ ウチサイワイチヨウ 普通 1598455 カ)シ)シ)ツウシンシヤ 様 ハヤカリ イクコ 様 TEL0545-62-4645	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,510円	100%	4,510円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 416-0908
静岡県富士市柚木 4 6 0 - 7

公明党静岡県議団
早川 育子 様

お客様番号

請求書

公明党静岡県議団
早川 育子 様

請求日	
請求番号	1502199

請求金額 **4,070 円**
(消費税等 370 円を含む)

請求期間 令和 3 年 3 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モニタ)	早川 育子	1	3,700 (消費税)	1	3,700 370)
合計					4,070

この件についてのお問合せは、 静岡総局 までお願い致します。 (TEL 054-252-1823)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。

振替口座 00110-8-58000
みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1598455
三井住友銀行 日比谷 普通 0930051
三菱UFJ銀行 虎ノ門 普通 2043260
りそな銀行 虎ノ門 普通 2071079
横浜銀行 新橋 普通 0125917



整理番号	140
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ひとり親支援について関係者と意見交換を行う (高速料金)		
年月日	令和3年3月24日～令和 年 月 日	金額	2,100円

目的	ひとり親支援について関係者と意見交換を行う
使途	高速料金 (富士川 ~ 日本平久能山 静岡 ~ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	ひとり親支援について関係者との意見交換を行い、今後の県政に反映していく




《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 日本平久能山 21年 3月24日 9時23分 <hr/> 通行料金 ¥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A15103-248682-356323 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士川スマート 21年 3月24日 18時5分 <hr/> 通行料金 ¥1,090- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A15103-248730-653820 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,100円	100%	2,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 141

決裁	会派代表者		経理責任者			経理担当者
----	-------	---	-------	---	--	-------

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (静岡・朝日・富士・岳南)		
年 月 日	令和3年3月26日~令和 年 月 日	金 額	4,227円

目的	情報収集の為の新聞購読
使 途	新聞購読料 (静岡、朝日、富士、岳南)
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 漢路 kg

01 006 006 

※は軽減税率対象です

公明党県議団

振
様

品名	数量	金額(円)	備 考	領収金額 (含消費税)
※朝日新聞 朝刊	1	3,353		8,455 円
※静岡新聞	1	3,300		
※岳南朝日新聞	1	822		
※富士ニュース	1	980		
10%対象	0	(内消費税 0)		2021 年 03 月分
8%対象	8,455	(内消費税 626)		
領収致しました。(引落日)				2021 年 03 月 26 日

(有) 星野新聞

静岡県富士市緑町1-28



本店 0545-52-0376

係

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	8,455円	1/2	4,227円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	142
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(毎日・日経)		
年月日	令和3年3月26日～令和 年 月 日	金額	4,100円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 兼 自動振替済証

公明党県議団様

2021年 3月

柚木 460-7

税額	(8% 8,200円)
	(10% 0円)
合計金額	8,200円

銘柄(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*毎日新聞朝刊	1	3,300	
*日本経済新聞	1	4,900	

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

連休中の配達休止のご連絡はお早めに。
月～土(9:00～17:00)をお願いします。
お休みに1週間無料の試読紙はいかが
ですか。(連休明け5/6(木)朝刊は休刊)

株式会社 田畑新聞店
静岡県富士市本市場112番地
TEL: 0545-61-0011(代)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	8,200円	1/2	4,100円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	143
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (読売)		
年月日	令和3年3月26日～令和 年 月 日	金額	1,850円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証

公明党県議団 御中

2021年 3月分

(8% 3,700円)
(10% 0円)
合計金額
3,700円

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*読売新聞朝刊	1	3,700	

毎度、ご愛読いただきまして誠にありがとうございます。合計金額には、消費税が含まれています。

新聞休刊日は4月12日付朝刊です。新聞の配達・集金等に関するお問合せはお気軽に当店までお申し付け下さい。フリーダイヤル0120-185049

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知
有限会社 雨森新聞鋪
〒416-0912 富士市加島町5-13
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)64-3854

(証券No. 103-2021/03/24 17:43:12)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	3,700円	1/2	1,850円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	144
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県消費者団体連盟賛助会員 会費 振込手数料		
年月日	令和3年 3月30日～令和 年 月 日	金額	10,110円

会の趣旨・目的	静岡県の消費者の力を結集して、消費生活の安全・安定と向上を図り、消費者自身が自己責任の取れる社会を築き上げることを目的とする。
会の活動内容等	・研修会の開催 ・定期刊行物発刊
政務活動・県政との関連性	県政における消費者事業を推進するために情報収集を行い、議会活動に活かし、県政に反映する。

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	120	
03:03:30			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0277	お引出し	¥10,000	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥110	12:08	0083

お振込先明細ご案内
 シス〃オカ
 ケンチヨウ
 普通 0267193
 シス〃オカケンシヨウヒシヤタ〃ンタイ
 ンメイ 様
 ハヤカワ イクコ 様
 TEL0545-62-4645

《領収書貼付枠》

個人の扱い(お引当)のため
 賛助会費扱いとする。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,110円	100%	10,110円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請 求 書

金10,000円也

但し、令和2年度静岡県消費者団体連盟
賛助会費として上記の金額を請求いたします。

令和2年6月8日

早 川 育 子 様

静岡県消費者団体連盟
会 長 小 林 昭 子



<振込先>

銀行名	静岡銀行 県庁支店
預金種目	普通預金
□座番号	0267193
□座名義	静岡県消費者団体連盟 会長小林昭子
住 所	〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号

静岡県消費者団体連盟規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は静岡県の消費者の力を結集して消費生活の安全・安定と向上を図り消費者自身が自己責任の取れる社会を築き上げることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は静岡県消費者団体連盟（以下「本会」という）という。

(事務所の所在地)

第3条 本会は主たる事務所を静岡市に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 消費者団体活動の支援並びに地域消費者団体の育成
- (2) 消費者運動に関する各種集会の開催
- (3) 消費者意識向上に関する講師の斡旋、派遣
- (4) 消費者問題に関する調査研究、情報の収集と提供
- (5) 消費生活環境整備のための提言、意見表明
- (6) その他連盟の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し、理事会の承認を得たものとする。尚、会員及び会費について別に定める。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第7条 本会の経費は会費、補助金及びその他の収入によって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 県補助金
- (4) 寄付金及びその他の収入

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 理事は支部及び専門部より選出する。
- (2) 理事及び監事は総会において承認を得る。
- (3) 会長・副会長は理事会において互選する。
- (4) 会長が選出された部には理事を補充することができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会において本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
- 4 監事は本会の資産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充によって選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(総会)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき随時開催する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更

- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 本会の解散

(理事会)

第14条 理事会は会長が招集しその議長となる。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決には加わらない。

(理事会の議決)

第15条 理事会は次の事項を協議し議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 会員の入会（退会）の承認
- (4) その他会長が付議した事項

(会議の構成と議決)

第16条 総会及び理事会は、正会員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。総会については、他の出席者に委任したものは出席者と見なす。

- 2 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第17条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は学識経験ある者のうちから会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営方針その他に関し、参与は連盟の業務執行その他に関し、会長の諮問に応じまたは意見を具申する。

第6章 組織

(専門部及び支部)

第18条 本会の事業を効果的に推進するため、次の組織を置く。

- 1 専門部
- 2 支部

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第19条 事務局に事務局長及び必要な事務職員をおき会長が任命する。

- 2 事務局長は会長の命を受け業務を統轄する。
- 3 職員は事務局長の指揮を受け業務に従事する。
- 4 事務局に関する諸規程は別に定める。

付 則

- 1 この規約は平成13年2月22日から施行する。
- 2 この規約は平成16年5月26日から施行する。
- 3 この規約は平成20年5月15日から施行する。
- 4 この規約は平成21年5月21日から施行する。

静岡県消費者団体連盟会員及び会費規定

(目的)

第1条 この規定は静岡県消費者団体連盟（以下「本会」という）の会員及びこれに伴う会費等について定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員（消費者団体）
- (2) 個人会員
- (3) 賛助会員
- (4) 特別会員

(加入及び取り消し)

第3条 本会の加入については、理事会で承認を得る。

2 理事会は次の各号に該当するとき、除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為があった場合
- (2) 会費の納入がない場合
- (3) その他理事会が不相当と認めた場合

(会費)

第4条 会費は年額とし、当該会計年度当初に納入する。

(1) 正会員会費は次のとおりとする。

・ 団体会費十団体会籍会員数×200円

団体会費基準

会員数 1,000人以上 10,000円

会員数 1,000人未満 5,000円

(2) 個人会員会費 2,000円

(3) 賛助会員会費は次のとおりとする。

1口10,000円とし、1口以上とする。

(4) 特別会員会費は、次のとおりとする。

1口3,000円とし、1口以上とする。

(脱会)

第5条 本会を脱会しようとする場合は、書面にてその旨を速やかに報告するものとする。この場合、既納の会費は返還しない。

付 則

- 1 この規定は平成13年2月22日から施行する。
- 2 この規定は平成16年5月26日から施行する。
- 3 この規定は平成19年5月 9日から施行する。
- 4 この規定は平成21年5月21日から施行する。

整理番号	145
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人日本アレルギー友の会 会費 振込手数料		
年月日	令和3年3月30日～令和 年 月 日	金額	4,152 円

会の趣旨・目的	アレルギー性疾患に関する情報を収集して正しい知識を広め、その対策の確立と推進を図り、気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの患者の社会復帰、並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催 ・定期刊行物発刊
政務活動・県政との関連性	アレルギーに関する情報収集をおこなうとともに課題分析し、議会活動に活かし、アレルギー対策が推進されるよう、県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

別紙

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,152円	100%	4,152円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-03-30		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*4,000	料金 *152
口座番号 001306 10998 NPO 協入 日本アレルギー友の会 振替金額 *4,000 ご依頼人 早川 育子 様 (印)	振替受付票	
	払込みの証拠となるものですか ら大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	
	入金額 *5,152 おつり *1,000	
	スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay 口座の残高確認も 可能です！	

印紙税申告納付につき趣町
 税務署承認済

特定非営利活動法人日本アレルギー友の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本アレルギー友の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区住吉2丁目6番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アレルギー性疾患に関する情報を収集して正しい知識を広め、その対策の確立と推進を図り、気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの患者の社会復帰、並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)アレルギー性疾患に関する治療及び機能の回復に関する必要なる施策の充実強化を図るための啓蒙、広報に関する事業。
- (2)アレルギー性疾患、特に気管支喘息、アトピー性皮膚炎を有する者の治療相談及び社会復帰のための相談に関する事業。
- (3)定期会報及びアレルギーに関する図書、雑誌の刊行。
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の8種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の運営に積極的に関わり、責任の一端を担うことができ又定期総会及び臨時総会へ出席が可能で、議決権を有する個人
- (2)普通会員 この法人の目的に賛同して入会し、本法人の運営に関わることが無く又総会へ出席する必要のない、総会の議決権を有しない個人及び団体

- (3) Web会員 この法人の目的に賛同して入会し、当会ウェブサイトの会員限定サイトを閲覧することのみができる個人
 - (4) 名誉会員 本法人のために特に功労のあった者又は学識経験に優れた者で総会に於いて推薦され入会した個人
 - (5) 医師賛助会員 医師たる資格を有し、その医学知識と経験によりこの法人の目的に寄与することのできる個人
 - (6) 医療者賛助会員 薬剤師・看護師等の資格を有し、その医療知識と経験により、この法人の目的に寄与することのできる個人
 - (7) 法人賛助会員 この法人の目的及び第5条の事業に、賛同し、支援することができる法人。及び社会貢献活動に積極的である企業として理事会が推薦する法人
 - (8) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、活動に寄与することのできる個人。ただし理事会が認めた場合に限る。
- 2 この法人に常任顧問を置くことができる。
- (1) 常任顧問は理事の推薦により理事長が委嘱する。
 - (2) 常任顧問は本法人の運営等に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
 - (3) 常任顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 この法人に顧問を置くことができる。
- (1) 顧問は理事の推薦により理事長が委嘱する。
 - (2) 顧問は本法人の目的及び第5条の事業に協力することができる。
 - (3) 顧問の任期は特に定めないが、本事業等に協力ができる期間とする。

(入会)

- 第7条 会員（パートナー会員を除く（以下同様））の入会について、特に条件は定めないが、この法人の目的に賛同する個人及び団体（法人も含む）とする。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出したとき。

- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3人以上11人以内
 - (2)監事1人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号いずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長

が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び予算並びにその変更
- (5)事業報告及び決算
- (6)役員を選任及び解任
- (7)役員の職務及び報酬
- (8)入会金及び会費の額
- (9)資産の管理方法
- (10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11)解散における残余財産の帰属
- (12)事務局の組織及び運営
- (13)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった

ときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 4 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 4 6 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 7 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 4 8 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 4 9 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 5 0 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 名誉理事長

(名誉理事長)

第57条 この法人は、永年理事長に従事し、この法人の発展に著しく貢献をし

た者に対し、理事長の退任後2年間、名誉理事長の称号を与えることができる。なお、再任は妨げない。

2 名誉理事長は、この法人の運営に対する指導、助言を行うことができる。

3 名誉理事長は、理事会において任命する。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から最初の通常総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年会費4千円とする。

別 表 設立当初の役員

(役職名)	(氏名)
理事長	上野 光子
副理事長	山田 惟忠
理事	中 雅俊
監事	堀内 繁

この定款は、平成30年3月10日より施行する。

会費規程

第1条 NPO法人日本アレルギー友の会の会員の入会金および年会費は次のとおりとする。

ただし、既に会員であるものについては、従前通りとする。

(1) 正会員 …… 入会金無料 / 年会費 4,000 円

(2) 普通会员 …… 入会金無料 / 年会費 4,000 円

(3) 医師賛助会員 …… 入会金無料 / 年会費 6,000 円

(4) 法人賛助会員 …… 入会金 30,000 円 / 年会費 120,000 円

第2条 名誉会員は入会金・年会費は無料とする。

第3条 パートナー会員は入会金・年会費は無料とする。

第4条 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

第5条 当該年度の10月以降において入会申し込みをした法人賛助会員が納付する初年度の年会費の額は、第1条第4号に関わらず年会費の1/2とする。

第6条 本規程は、総会の承認を経て、改定することができる。

附 則

この規程は、平成24年5月27日総会承認後から実施する。

整理番号	146
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士市日中友好協会会費 振込手数料		
年月日	令和3年3月30日～令和 年 月 日	金額	5,152円

会の趣旨・目的	富士市内に在住する中国人の生活支援をおこなうと共に市民との交流をはかり、日中友好を促進する。
会の活動内容等	・交流会や研修会の開催
政務活動・県政との関連性	調査や情報収集した内容に沿って、課題解決に活かし、県政発展に繋げていく
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; padding: 20px;">別紙</div>	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・ <u>その他</u> (規約)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,152円	100%	5,152円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

富士市日中友好協会 規約

(名称)

第1条 この会は富士市日中友好協会といい、静岡県日中友好協会に属し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、思想、信念、政党政派の違いを超えて、各会各層の日中友好を願う人々が、「日中共同声明」「日中平和友好条約」を基盤とし、日中友好の一点で集結する全市民的組織であり、日中両国民の相互理解と友好を深め、両国の繁栄と世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本中国相互の国情と文化の研究、紹介。
2. 友好使節の交換（公的な訪中については助成することができる。）
3. 日本中国の文化、芸術、学術、技術、体育などの各分野にわたる交流促進。
4. 在中国人、中国帰国者との交流促進。
5. その他必要な事項。

(会員)

第4条 この会の目的は、規約に賛成し、会費を納める者を会員とする。

(機関)

第5条 この会は次の機関をおく。1. 総会 2. 理事会

総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた時には臨時会員総会を開くことができる。総会の議長は会長が務める。

(役員)

第6条 この会は次の役員をおく。

名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、相談役若干名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、会計監査2名とし、理事若干名、役員は総会で選出し任期は2年とする。

(顧問、参与)

第7条 この会には顧問、参与をおくことができる。

(財源)

第8条 この会の財源は会費、事業収入、寄付金等の収入をもって充てる。会費は年額2千円とする。(但し、役員5千円、理事及び参与3千円、県会議員参与5千円、顧問は特別会費として、1万円、家族会員は一般会員の半額とする。)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第10条 この規約に定めないものは理事会で決める。

付則 この規約は1990年7月10日より実施する。

この規約は2003年7月6日より実施する。

この規約は2005年7月3日より実施する。

この規約は2006年7月2日より実施する。

この規約は2007年7月1日より実施する。

整理番号	147
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	コピー用紙購入費		
年月日	令和 3年 3月31日~令和 年 月 日	金額	962円

目的	事務作業等使用
使途	コピー用紙購入費
政務活動・ 県政との 関連性	必要不可欠な事務作業をするため

《領収書貼付枠》

——— 領収証 ———

早川いく子様 2021年 3月 21日

税込金額 ¥ 1,925.-

但 コピー用紙代

上記正に領収いたしました

印・文庫

内 株式会社 いでかみ 係
 消費税等 富士市青葉町311番地
 TEL <0545> 61-0178
 FAX <0545> 64-6805

HISAGO BR0808(100)入 J631064

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する	1,925円	1/2	962円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 148

決裁	会派代表者		経理責任者			経理担当者
----	-------	--	-------	--	--	-------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 3 月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	円
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ● <input checked="" type="radio"/> 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名 <input checked="" type="checkbox"/>			

≪領収書貼付枠≫

別紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用分按分	14,866円	1/2	7,433円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865
ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 3月 1日

19:10

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-13(内)
17.95 L 0134.0 2405円
01200.00

合計 2,405円
(内、消費税等(10.00%) 219円)

支払区分：一括
承認No. 0000004358
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：13562 ATC：002B
IC/MS識別子：IC
AID:A000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10137 担当:8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865
ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 3月 7日

17:41

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-31(内)
15.52 L 0134.0 2080円
01200.00

合計 2,080円
(内、消費税等(10.00%) 189円)

支払区分：一括
承認No. 0000004366
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：29772 ATC：002C
IC/MS識別子：IC
AID:A000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10007 担当:8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865
ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 3月 13日

17:55

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-22(内)
37.61 L 0137.0 5153円
01200.00

合計 5,153円
(内、消費税等(10.00%) 468円)

支払区分：一括
承認No. 0000004374
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：21082 ATC：002D
IC/MS識別子：IC
AID:A000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10184 担当:8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865
ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 3月 28日

18:42

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-31(内)
37.08 L 0141.0 5228円
01200.00

合計 5,228円
(内、消費税等(10.00%) 475円)

支払区分：一括
承認No. 0000004382
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：28742 ATC：002E
IC/MS識別子：IC
AID:A000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10057 担当:8800

$714.866 \div 2 = 357.433$